

旭市電子入札システム運用基準

旭市

平成24年4月

## 目次

1. 総則 -----	3
1.1 趣旨	
1.2 用語の意義	
2. 共通事項 -----	5
2.1 電子入札システムについて	
2.2 電子入札システムの利用者について	
2.3 対象入札案件	
2.4 入札参加資格電子申請システムについて	
2.5 システムの運用時間	
3. 電子入札システム -----	6
3.1 ICカードの取扱いについて -----	6
3.1.1 利用者登録について	
3.1.2 利用者登録内容の変更について	
3.1.3 ICカードの名義人について	
3.1.4 ICカード複数枚の登録について	
3.1.5 ICカードの更新について	
3.1.6 ICカードの失効について	
3.1.7 入札参加中のICカードの取り扱いについて	
3.1.8 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱いについて	
3.2 対象入札案件の取扱いについて -----	8
3.2.1 競争入札参加資格審査申請書の提出について	
3.2.2 競争入札参加資格審査申請書の提出後の辞退について	
3.2.3 入札参加申込締切日時を変更した場合について	
3.2.4 案件が変更された場合について	
3.2.5 案件が取り消しされた場合について	
3.3 指名通知及び入札書の取扱いについて -----	9
3.3.1 指名通知について	
3.3.2 入札書の提出について	
3.3.3 入札書提出締切日時を変更した場合について	
3.3.4 入札書提出後の辞退について	
3.3.5 入札書未提出の取扱いについて	

3.4	添付書類の取扱いについて -----	10
3.4.1	必要書類の提出について	
3.4.2	ファイルの圧縮形式について	
3.4.3	郵送又は持参による必要書類の提出について	
3.4.4	必要書類の再提出について	
3.4.5	ウィルス対策について	
3.5	開札について -----	12
3.5.1	開札方法について	
3.5.2	開札時の立会いについて	
3.5.3	落札者の決定について	
3.5.4	くじになった場合の取扱い	
3.5.5	再度入札について	
3.5.6	不落随意契約について	
3.5.7	入札の保留について	
3.5.8	開札の延期について	
3.5.9	入札の取止めについて	
3.5.10	入札結果公表について	
3.6	電子入札案件に紙入札業者として参加する場合 -----	15
3.6.1	紙入札業者として参加を認める場合の条件について	
3.6.2	紙入札業者として参加する場合の取扱いについて	
3.6.3	紙入札業者の提出期限及び提出場所について	
3.6.4	紙入札業者の再度入札について	
4.	システム障害等の取り扱いについて -----	17
4.1	発注機関のトラブル	
4.2	電子入札業者のトラブル	
4.2.1	入札参加希望者がICカードを紛失又は破損した場合	
4.2.2	入札参加業者がICカードを紛失又は破損した場合	
4.2.3	プロバイダ障害、回線障害又は認証局障害の場合	
4.2.4	停電が起こった場合	
4.2.5	その他の場合	
5.	不正行為等の取り扱いについて -----	19
5.1	ICカードを不正使用等した場合の取り扱いについて	
5.2	添付された書類にウィルス感染があった場合	

## 1. 総則

### 1.1 趣旨

この運用基準は、旭市電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、旭市財務規則（平成17年旭市規則第36号）及び旭市電子入札実施要綱（平成21年告示第217号）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 1.2 用語の意義

#### (1) 旭市電子入札システム

旭市の発注する建設工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の業務委託、物品の購入その他の契約に係る入札において、案件の登録から入札参加申込、入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとインターネット回線を利用して処理するシステムで、ちば市町村共同利用電子調達システムにおける電子入札システムを利用するものをいう。

#### (2) 入札参加資格電子申請システム

入札参加希望業者が入札に参加するため、入札参加資格者名簿へコンピュータとインターネット回線を利用して登録申請を行うシステムをいう。

#### (3) 入札参加資格者名簿

旭市競争入札参加資格者名簿をいう。

#### (4) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

#### (5) 紙入札

紙に記載した競争入札参加資格審査申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入開札事務をいう。

#### (6) 電子入札業者

電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

#### (7) 紙入札業者

この基準を適用する電子入札案件に、紙入札で参加する入札参加者をいう。

#### (8) ICカード

ちば市町村共同利用電子調達システムを利用できる認証局（以下「対応認証局」という。）が発行した電子的な証明書を格納しているカードで、入札参加者と旭市の双方でインターネットなどを利用した電子文書のやり取りを行う際に、なりすましや改ざんを防止するために使用されるものをいう。

(9) 電子くじ

電子くじの公平性を保つため、入札参加者が入力した任意の数値（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

## 2. 共通事項

### 2.1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札過程におけるコストの縮減、入札・契約事務の透明性を図ることを目的として、入札手続き及びこれに関連する情報等をインターネットを利用して行うシステムである。

このシステムは、旭市が案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認及び通知、開札執行及び開札結果の通知などを行う「発注者機能」、入札参加者が入札書提出などを行う「受注者機能」、電子データに授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」等から構成される。

### 2.2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、旭市競争入札参加資格者名簿に登録され、電子入札システムの利用者登録をした者とする。

### 2.3 対象入札案件

この基準は、電子入札により発注する建設工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の業務委託、物品の購入その他の契約に係る調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあっては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

### 2.4 入札参加資格電子申請システムについて

入札参加資格電子申請システムにおいて、インターネット上で入札参加資格登録を行うことにより、書類作成及び市役所来庁負担軽減等を図るものとする。

### 2.5 システムの運用時間

電子入札システム等の運用時間は、原則として7時から24時までとする。ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとし、その場合は、ちば市町村共同利用電子調達システムのポータルサイト又は旭市ホームページにおいて当該情報を公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

### 3. 電子入札システム

#### 3.1 ICカードの取扱いについて

##### 3.1.1 利用者登録について

電子入札に参加しようとする者は、ICカードの取得後(再取得を含む。)、電子入札システムの利用者登録を行わなければならない。

##### 3.1.2 利用者登録内容の変更について

電子入札システムの利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

変更内容は以下のものとする。

企業情報

- ① 電話番号
- ② FAX番号
- ③ 部署名

代表窓口情報及びICカード利用部署情報

- ① 連絡先名称(部署名)
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先FAX番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

##### 3.1.3 ICカードの名義人について

ICカードの名義人(商号又は名称、住所を含む。以下同じ。)は、旭市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人(年間委任状における入札に関する権限の受任者をいう。以下同じ。)とする。ただし、代理人は代表者のICカードを利用できるものとする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

#### 3.1.4 ICカード複数枚の登録について

電子入札業者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

#### 3.1.5 ICカードの更新について

電子入札業者は、入札参加途中の案件で使用しているICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。

ただし、更新のための新規ICカードは、「ICカード企業名称」「ICカード取得者氏名」「ICカード取得者住所（ローマ字表記）」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

#### 3.1.6 ICカードの失効について

電子入札業者は、以下に示す事象が発生した場合、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

①紛失・盗難

②破損

③利用中止

④ICカードがロックした時（ICカード用PINの誤入力）

⑤名義人となっている代表者を変更した時

⑥以下に示す、電子証明書情報を変更した時

- ・ ICカード企業名称
- ・ ICカード取得者氏名
- ・ ICカード取得者住所
- ・ 所属組織の本店所在地

（登記簿事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ）

⑦利用者が退職した時



### 3.1.7 入札参加中の I C カードの取扱いについて

電子入札業者は、入札書の提出から開札手続きが終了するまで同一の I C カードを使用し、開札予定日前に I C カードの有効期限が切れることのないよう注意するものとする。

### 3.1.8 特定建設工事共同企業体における I C カードの取扱いについて

特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）用に使用できる I C カードは、特定 J V の構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登載されている者）又は代理人の I C カードとする。

## 3.2 対象入札案件の取扱いについて

### 3.2.1 競争入札参加資格審査申請書の提出について

一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより旭市一般競争入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。提出にあたっては、入札参加申込締切日時から相当な期間余裕をもって行うものとする。

### 3.2.2 競争入札参加資格審査申請書の提出後の辞退について

一般競争入札参加者の都合により、旭市一般競争入札参加資格審査申請書の提出後、入札書の提出前に入札を辞退する場合、入札書提出締切日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

### 3.2.3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

旭市の都合により入札参加申込締切日時を変更した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、旭市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

### 3.2.4 案件が変更された場合について

旭市の都合により入札案件情報を修正した場合、入札参加者に対し電話等により連絡するとともに、旭市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

### 3.2.5 案件が取り消しされた場合について

旭市の都合により入札参加申込締切日時前、入札書提出締切時刻前及び開札前に入札案件を取り消した場合、既に提出済みの一般競争入札参加資格審査申請書、入札書等は無効とし、電子入札システムから電子メールにより、入札参加申込みをした者に対し中止通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。

また、旭市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

## 3.3 指名通知及び入札書の取扱いについて

### 3.3.1 指名通知について

指名競争入札に係る指名通知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、電子入札システムで受理できない入札参加者に対しては、紙入札と同一とする。

### 3.3.2 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について、電子入札システムを利用して入札書の提出を行わなければならない。ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3.6の規定によるものとする。

入札書の提出期限は、あらかじめ旭市が設定した入札書提出締切日時をもって、システムにより締め切るものとする。

以降、旭市は、いかなる場合においても入札書を受付けないものとする。

入札書提出締切予定日は、入札書提出開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書提出締切予定日の翌日を標準とする。

ただし、入札書提出締切日時の翌日が休日（土日祝日及び年末年始を含む。）の場合、その翌日とする。

入札参加者は、入札書提出締切日時（締切日時直前）から相当な期間余裕を持って、入札書を提出するものとする。

### 3.3.3 入札書提出締切日時を変更した場合について

旭市の都合により、入札書提出締切日時を変更する場合、電子入札システムにより、入札参加者に対し日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

### 3.3.4 入札書提出後の辞退について

入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、入札書提出締切日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退申請書を提出するものとする。

入札書提出締切日時以降、開札予定日時までは、電話等で入札を辞退する旨を入札執行課に連絡の上、辞退の理由を明記した入札辞退届（様式4）を開札予定日時までに提出するものとする。

### 3.3.5 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が、入札書提出締切日時までに入札書の提出を行わず、かつ開札予定日時までに入札辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

## 3.4 添付書類の取扱いについて

### 3.4.1 必要書類の提出について

一般競争入札参加資格審査申請書の必要書類等は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は1.5MB以内とする。

なお、添付するファイルのサイズが合計1.5MBを超える場合、又は別途指定がある場合は、郵送又は持参によって提出するものとする。

ただし、必要書類を郵送又は持参する場合、提出方法（郵送か持参の別）、書類の目録・ページ数、提出年月日を記載した「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

NO.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2003 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2003 形式以下での保存
3	PDF ファイル	Acrobat7 以下で作成したもの
4	テキストファイル	-
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できないので注意すること。

#### 3.4.2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、zip 又は lzh 形式に限定し、自己解凍形式（exe 形式）は無効とする。

#### 3.4.3 郵送又は持参による必要書類の提出について

必要書類を郵送又は持参する場合は、電子入札システムの競争入札参加申込書提出完了確認画面、入札書提出完了確認画面を印刷したものを同封の上、必ず必要書類一式で提出するものとし、郵送に当たっては、封筒の表に電子入札提出書類在中（見積内訳書であるときは内訳書在中）と朱書きし、封筒の裏に工事等の名称、工事等の場所及び開札日並びに申請者の所在地又は住所、商号又は名称及び代表者職氏名を明記して配達記録が残る簡易書留郵便を利用するものとする。

また、必要書類の提出は電子入札システムの提出期限と同一とし、提出期限内必着とする。

ただし、別途指定がある場合、それに従うものとする。

#### 3.4.4 必要書類の再提出について

競争入札参加資格審査申請書に添付した書類に誤り等があり、受付票を受理していない時は、参加申込締切日時までに電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

ただし、入札金額内訳書の再提出については、認めないものとする。

### 3.4.5 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

旭市は、添付された書類にウィルス感染があった場合、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

## 3.5 開札について

### 3.5.1 開札方法について

旭市は、事前に設定した開札予定日時後に、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括して開札し、落札者又は事後審査方式の場合は落札候補者の決定を行うものとする。

### 3.5.2 開札時の立会いについて

電子入札業者及び紙入札業者は、開札に立ち会うことができないものとする。

### 3.5.3 落札者の決定について

旭市は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

ただし、落札候補者が決定した場合、当該候補者の入札参加資格の事後審査を行なうため、落札決定を保留するものとし、当該候補者へ電話等によりその旨を通知するものとする。この場合落札候補者が、事後審査により落札者と決定した場合、入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

#### 3.5.4 くじになった場合の取扱い

旭市は、落札となるべき同価格の入札参加者が2者以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、直ちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、電子入札システムにより、入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

ただし、落札候補者の場合は、3.5.3の規定を準用する。

紙入札業者については、入札書に記載されたくじ番号を入札執行職員が入力するものとする。入札書にくじ番号の記載がない場合には、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

#### 3.5.5 再度入札について

旭市は、再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札の対象者に対し、電子入札システムにより、再入札通知書を発行するものとする。

入札書又は見積書（以下「再入札書等」という。）の提出期限は、原則として初回開札日の翌日とし、旭市が「すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書又は見積依頼通知書に明記してある場合、すべての再入札書等の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

#### 3.5.6 不落随意契約について

落札者がいないときの随意契約（以下「不落随意契約」という。）に移行する場合、電子入札システムにより、見積依頼対象者に見積依頼通知書を発行するものとする。

見積依頼対象者は、電子入札システムより速やかに見積依頼通知書の内容を確認するものとし、下記の処理を行うものとする。

ただし、下記の処理を行わない場合、不落随意契約参加意思のない者と見なすものとする。

- ① 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと
- ② 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること

#### 3.5.7 入札の保留について

旭市は、入札を保留する場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

#### 3.5.8 開札の延期について

旭市は、開札を延期する場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

#### 3.5.9 入札の取止めについて

旭市は、入札不調等により入札を取止める場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

#### 3.5.10 入札結果公表について

旭市は、開札後速やかに旭市ホームページ等において公表するものとする。

### 3.6 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

#### 3.6.1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

旭市は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者として入札参加を認めるものとする。

- ① 電子入札導入のため、I Cカード発行の申請中の場合
- ② 電子入札業者が、I Cカードの記載事項（名義人等）の変更によりI Cカード再発行の申請中の場合
- ③ 電子入札業者が、I Cカードの失効及び破損等でI Cカードが使用できなくなり、I Cカード再発行の申請中の場合
- ④ 電子入札業者が、パソコン、インターネット環境等のシステム障害により、入札書提出締切日時までに入札書が提出できない場合
- ⑤ その他、旭市がやむを得ないと認めた場合

#### 3.6.2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

紙入札業者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時までに「紙入札参加届出書」（様式2）を旭市へ持参し提出するものとする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、前項の①から③の理由により、電子入札システムを利用できない場合、入札書提出締切日時までに「紙入札参加届出書」を旭市へ持参し提出するものとする。

ただし、紙入札業者として入札参加申込をした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

#### 3.6.3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について

紙入札業者として入札に参加する場合の競争入札参加資格審査申請書及び入札書等の提出期限及び提出場所は、「紙入札参加届出書」を旭市に提出した後に通知するものとする。

また、競争入札参加資格審査申請書及び入札書等の提出方法は紙入札と同一とする。

ただし、入札書には、くじ番号（任意の3桁の数字）を記入するものとする。



#### 3.6.4 紙入札業者の再度入札について

旭市は、3.5.5の規定により再度入札を実施する場合、紙入札業者は、開札場所にて「入札書」（様式3）を封かんのうえ提出するものとする。

## 4. システム障害等の取り扱いについて

### 4.1 発注機関のトラブル

旭市は、電子入札システム用サーバー及びネットワークなどに障害が発生し、入札事務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札事務の延期、紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、旭市は、状況に応じて旭市ホームページ、電子メール又は電話等の手段により入札参加者(入札参加希望者を含む。)に連絡・公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

### 4.2 電子入札業者のトラブル

#### 4.2.1 入札参加希望者が I C カードを紛失又は破損した場合

入札参加希望者は、入札参加申請前に I C カードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従い I C カードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、I C カード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

I C カードの再発行及び利用者登録が間に合わなかった場合は、速やかに 3.6 の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行なうものとする。

#### 4.2.2 入札参加業者が I C カードを紛失又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中に I C カードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従い I C カードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、I C カード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

また、入札参加者は、速やかに 3.6 の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行なうものとする。

#### 4.2.3 プロバイダ障害、回線障害又は認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害又は認証局障害の場合、長時間復旧の見込みがたたないときは、速やかに 3.6 の規定により電子入札業

者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

#### 4.2.4 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに 3.6 の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

#### 4.2.5 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は電子入札に関する質問等がある場合、ちば市町村共同利用電子調達システムのポータルサイトに掲載してある、FAQ（よくある質問事例集）を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、旭市に連絡し、その指示に従い対応するものとする。

## 5.不正行為等の取扱いについて

### 5.1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

旭市は、入札参加者がICカードを不正使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消し、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

不正使用等した場合の例示

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

### 5.2 添付された書類にウィルス感染があった場合

3.4.5の規定により、旭市が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウィルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うことができるものとする。

様式 1

提 出 書 類 一 覧 表

平成 年 月 日

(あて先) 旭市長

住 所 又 は 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 又 は 受 任 者

職 名

印

入札参加に必要な下記の書類について別途提出します。

記

1. 件 名 \_\_\_\_\_

2. 場 所 \_\_\_\_\_

3. 提出書類名

(1) \_\_\_\_\_ 全 ページ

(2) \_\_\_\_\_ 全 ページ

(3) \_\_\_\_\_ 全 ページ

(4) \_\_\_\_\_ 全 ページ

4. 提出方法

・入札参加資格確認申請時の必要書類（契約書及び資格者証の写し等）又は入札金額内訳書

郵送（簡易書留郵便）又は持参に限る。

様式 2

紙 入 札 参 加 届 出 書  
(電子入札案件 紙入札業者用)

平成 年 月 日

(あて先) 旭市長

住 所 又 は 所 在 地  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 又 は 受 任 者  
職 名 氏 名 印

下記案件について、電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を届出します。

記

1. 件 名 \_\_\_\_\_
2. 場 所 \_\_\_\_\_
3. 電子入札に参加できない理由 (□にチェックを入れてください。)
  - ICカードの新規取得手続き中
  - 記載事項変更のため再取得手続き中
  - 失効・破損等による再取得手続き中
  - パソコン等のシステム障害
  - その他 (具体的に記載してください。)\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

様式 3

入 札 書  
(電子入札案件 紙入札業者用)

平成 年 月 日

(あて先) 旭市長

住 所 又 は 所 在 地  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 又 は 受 任 者  
職 名 氏 名 印

ご指示の電子入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって契約書(案)のとおり請負いたします。

\_\_\_\_\_ 円也

くじ番号(任意の3桁の数字を記入する。<必須>)

--	--	--

件 名 \_\_\_\_\_  
場 所 \_\_\_\_\_

様式 4

入 札 辞 退 届  
(電子入札案件)

工事等の名称 \_\_\_\_\_

上記について、別紙理由により入札参加を辞退します。

平成 年 月 日

旭市長

住 所  
氏 名

印

※注意

1. この届は、入札執行前に、入札執行者に直接持参してください。
2. 入札を無断で辞退することがないように十分に留意してください。



別紙理由

入 札 辞 退 理 由

1. 手持ち工事が多く、さらに工事を受注することが困難である。

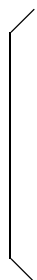
(向こう                      ケ月程度)

2. この工事を受注した場合、技術者の確保が困難である。

3. 作業員の確保が困難である。

4. 会社（個人企業の場合には個人）の都合による。

5. その他



※注意

1. 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
2. 辞退理由うち、該当するものにマルを付けてください。
3. 辞退理由1の場合には、受注困難である月数を記入してください。
4. 辞退理由5の場合には、簡潔に理由を記入してください。

様式 5

委 任 状

(電子入札案件)

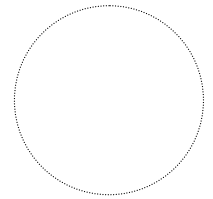
年 月 日

旭市長

住 所

商号又は名称

氏 名



使用印

私は、都合により( ) (印)を代理人と定め、下記工事の入札に関する一切の権限を委任します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	